

京都府の福祉医療制度の拡充に関する陳情書

【陳情項目】

- 一、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、②自己負担金は無料、③所得制限はなし、④給付方法は現物給付としてください。
- 二、重度心身障害児（者）医療助成制度（43）、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 三、子育て支援医療助成制度（45）の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、就学前までの入院外医療における自己負担金を200円限度にしてください。
- 四、2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
- 五、公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009診療情報提供料（I）並みの金額（2,500円）まで助成（患者へ還付）してください。
例）小児慢性特定疾病医療意見書、自立支援医療意見書（初回）、難病法に係る特定医療費助成制度の「臨床調査個人票」等

【陳情の理由】

新型コロナウイルス感染症について、非常事態宣言は解除されましたが、京都府内でも連日新規の感染患者が発生しています。京都府・京都市では、希望する全妊婦が、出産前にPCR検査を受けることができるよう、検査費用の助成制度も開始されています。一般的に妊婦の肺炎はうつ血しやすいことから重症化する可能性が指摘（日本産婦人科感染症学会、令和2年2月1日）されています。経済的問題で受診が困難になってはいけなないと考えます。

また、基礎疾患がある障害者は感染すれば重症化のリスクがあります。必要な受診（在宅医療含む）が抑制されないよう、コロナ禍の渦中であるからこそ、社会的弱者に対する福祉医療の拡充が求められていると考えます。

(1) 2019年6月10日、厚生労働省「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」は「議論の取りまとめ」を公表しました。その中で「妊娠中は、妊婦健診に係る費用のほか、偶発合併症等に対する診療に係る費用も生じる」「茨城県など4県においては、所得に応じて妊産婦の診療に係る費用の一部を助成する制度を実施している（妊産婦への医療費助成制度）」と紹介、主な意見として「妊産婦の医療機関受診時の負担に配慮するという視点は重要であり、妊産婦への医療費の助成制度をもつ自治体の状況も参考にしながら、妊産婦の自己負担に対しどのような方策が考えられるか検討が必要」と記載しました。社会全体で子どもを産み育てる環境を整えるためには費用負担の面でも充実が図られるべきであり、全国の自治体で徐々に広がりつつある「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められています。

京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されていますが、上記検討会のまとめでは、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない医療費助成制度の創設が求められています。

(2) 府内市町村の多く(18自治体)で身体障害3級が対象者になっている現実を踏まえて、2級の等級が存在しない「内部機能の障害」については3級まで拡大してください。

(3) 京都府の子育て支援医療制度について、2019年9月から3歳～15歳の入院外の負担を軽減することを、我々は評価しています。しかし、軽減してもなお月1,500円の自己負担は全国的に見ても高い金額のままです。知事の唱える「子育て環境日本一」にふさわしい制度とするためにも、府内市町村の多く(21自治体)で既に実施されている中学校卒業までの入院外の医療費負担無料又は200円限度を実施すべきです。

(4) 難病法に係る特定医療費助成制度(法別番号54)については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017年12月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、2018年1月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方(軽症者)は、月毎の医療費総額が33,000円を超える月が直近12か月以内に3か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。

(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書等の作成費用については、医師が医学的専門的見地から記載するものについて、費用が発生するのは当然です(生活保護医療扶助のように担当医療機関に無料を強いる制度の方に問題があります)。逆に患者の側からすれば、自己負担の軽減のために申請するにも関わらず負担が生じてしまい、やりきれない思いをされる方もいらっしゃるでしょう。これを慮って、時間と労力をかけたにもかかわらず、患者から費用を徴収しない医療機関も多いのです(協会代議員アンケート結果より)。医科診療報酬点数表のB009診療情報提供料(I)で保障されている「市町村への情報提供」と同様に評価し、患者に対して2,500円程度を還付する制度が必要です。

以上のことから、京都府において、上記の内容を実現することを陳情します。

2020年(令和2年)8月5日

京都府議会議長
田中 英夫 様

陳 情 人 京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓
陳情人住所 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル
七観音町 637 インターワンプレイス烏丸6階
電 話 075-212-8877 ファクシミリ 075-212-0707

2020年（令和2年）8月5日

京都府知事
西脇 隆俊 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

京都府の福祉医療制度の拡充に関する要請書

【要請項目】

- 一、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、②自己負担金は無料、③所得制限はなし、④給付方法は現物給付としてください。
- 二、重度心身障害児（者）医療助成制度（43）、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 三、子育て支援医療助成制度（45）の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、就学前までの入院外医療における自己負担金を200円限度にしてください。
- 四、2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
- 五、公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009診療情報提供料（I）並みの金額（2,500円）まで助成（患者へ還付）してください。
例）小児慢性特定疾病医療意見書、自立支援医療意見書（初回）、難病法に係る特定医療費助成制度の「臨床調査個人票」等

【要請理由】

新型コロナウイルス感染症について、非常事態宣言は解除されましたが、京都府内でも連日新規の感染患者が発生しています。京都府・京都市では、希望する全妊婦が、出産前にPCR検査を受けることができるよう、検査費用の助成制度も開始されています。一般的に妊婦の肺炎はうっ血しやすいことから重症化する可能性が指摘（日本産婦人科感染症学会、令和2年2月1日）されています。経済的問題で受診が困難になってはいけなさと考えます。

また、基礎疾患がある障害者は感染すれば重症化のリスクがあります。必要な受診（在宅医療含む）が抑制されないよう、コロナ禍の渦中であるからこそ、社会的弱者に対する福祉医療の拡充が求められていると考えます。

(1) 2019年6月10日、厚生労働省「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」は「議論の取りまとめ」を公表しました。その中で「妊娠中は、妊婦健診に係る費用のほか、偶発合併症等に対する診療に係る費用も生じる」「茨城県など4県においては、所得に応じて妊産婦の診療に係る費用の一部を助成する制度を実施している（妊産婦

への医療費助成制度)」と紹介、主な意見として「妊産婦の医療機関受診時の負担に配慮するという視点は重要であり、妊産婦への医療費の助成制度をもつ自治体の状況も参考にしながら、妊産婦の自己負担に対しどのような方策が考えられるか検討が必要」と記載しました。社会全体で子どもを産み育てる環境を整えるためには費用負担の面でも充実が図られるべきであり、全国の自治体で徐々に広がりつつある「妊産婦医療費助成制度」の創設が求められています。

京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されていますが、上記検討会のまとめでは、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない医療費助成制度の創設が求められています。

(2) 府内市町村の多く(18自治体)で身体障害3級が対象者になっている現実を踏まえて、2級の等級が存在しない「内部機能の障害」については3級まで拡大してください。

(3) 京都府の子育て支援医療制度について、2019年9月から3歳～15歳の入院外の負担を軽減することを、我々は評価しています。しかし、軽減してもなお月1,500円の自己負担は全国的に見ても高い金額のままです。知事の唱える「子育て環境日本一」にふさわしい制度とするためにも、府内市町村の多く(21自治体)で既に実施されている中学校卒業までの入院外の医療費負担無料又は200円限度を実施すべきです。

(4) 難病法に係る特定医療費助成制度(法別番号54)については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017年12月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、2018年1月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方(軽症者)は、月毎の医療費総額が33,000円を超える月が直近12か月以内に3か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。

(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書等の作成費用については、医師が医学的専門的見地から記載するものについて、費用が発生するのは当然です(生活保護医療扶助のように担当医療機関に無料を強いる制度の方に問題があります)。逆に患者の側からすれば、自己負担の軽減のために申請するにも関わらず負担が生じてしまい、やりきれない思いをされる方もいらっしゃるでしょう。これを慮って、時間と労力をかけたにもかかわらず、患者から費用を徴収しない医療機関も多いのです(協会代議員アンケート結果より)。医科診療報酬点数表のB009診療情報提供料(I)で保障されている「市町村への情報提供」と同様に評価し、患者に対して2,500円程度を還付する制度が必要です。

以上のことから、京都府において、上記の内容を実現することを要請します。

京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル
七観音町637 インターワンプレイス烏丸6階
電話 075-212-8877/FAX 075-212-0707